

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第 2 回） 議事概要

1. 日 時：平成 30 年 11 月 30 日（金）10 時 00 分～12 時 00 分

2. 場 所：総務省 11 階共用 1101 会議室

3. 出席者

<構成員>

舟田座長、新美座長代理、上杉構成員、内山構成員、音構成員、長谷河構成員

<オブザーバ>

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、中小企業庁取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（（一社）全日本テレビ番組製作社連盟及び（一社）日本民間放送連盟）

<総務省>

奈良大臣官房審議官（情報流通行政局担当）、岡崎情報流通行政局総務課長、渋谷情報流通行政局情報通信作品振興課長

4. 議事

- (1) 事務局より、資料 1 から 5 までに基づき、第 1 回会合における指摘事項及びその対応等について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- (2) 事務局より、資料 6 及び資料 7 に基づき、アニメ制作会社ヒアリング結果について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- (3) 放送コンテンツ適正取引推進協議会より、資料 8 に基づき、放送コンテンツ適正取引推進協議会の取組等について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- (4) 事務局より、資料 9 及び資料 10 に基づき、平成 30 年度フォローアップ調査（案）について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- (5) 事務局より、資料 11 に基づき、ガイドラインの見直しについて説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- (6) 事務局より、資料 12 に基づき、論点整理について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。

5. 構成員等からの主な意見

（情報成果物の定義について）

- 放送局と製作会社の間取引の「主体」は明らかだが、当該取引の「客体」を明確にする観点から、情報成果物の範囲を積極的に定義すべきではないか。

（放送コンテンツの製作取引における検品／検案について）

- (1) ○ 通常の請負契約では、検品をした、注文通りであるという通知が、相手方に届いて初めて「受領した」ということになる。放送コンテンツについても、その点を明確にしておいた方が紛争の発生を予防できるのではないか。受領の通知について、実態を明らかにすべきではないか。
- 下請法上、3 条書面では、検査を行う場合は検査を完了する日等を記載し、情報成果物を受領した後、5 条書面で、検査を行った場合は検査が完了した日等を記載することが

それぞれ義務付けられている。発注時と受領後、いわば「入口」と「出口」で、事実関係を記載する書類によって確認できると考えている。

- (2) ○ 情報成果物作成委託の3条書面、5条書面の検査の期日に関する記載は、放送業界の慣行としてどうなっているのか、調べてみてほしい。

(放送局からフリーランスへの発注について)

- 放送局からの発注を受けるのは制作会社だけなのか。個人もあり得るのか。特に、役務提供委託の場合、放送局から、監督、照明、音声等のフリーランスの方も受注することを念頭に置くべきか。
- 放送局が、フリーランスのディレクターを使って、そのフリーランスのディレクターの下で制作会社の社員が製作を行うという形で、番組が製作されることが最近増えていると聞いたことがある。
- 情報成果物の場合で、フリーランスのジャーナリストが海外の戦場に行って戦闘を取材し、放送局に、その映像を提供することがある。放送局には放送権のみを渡し、その映像の著作権は当該ジャーナリストに帰属する場合が多い。
- 一般的に、特にキー局などの場合で、フリーランスの方に直接発注する例は、それほど多くないと聞いている。

(役務委託と派遣について)

- (3) ○ 例えば、照明の業務について、放送局が制作会社に発注する場合、「役務委託」になるのか、「派遣」になるのか。放送局が特定の業務を指定して派遣社員を受け入れることはあるのか、実態を調べてみてほしい。

(部分完パケの著作権について)

- 関係当事者による議論は行われるのか。部分完パケの著作権の帰属についてガイドラインに記載する場合は、少なくとも業界関係者間で何らかの合意が形成されることが前提となるのではないか。
- ガイドライン策定当初、完パケの著作権が、必ず制作会社に帰属するということが全員が一致しているわけではなかった。大体の流れとしてはそうだということで、このガイドラインに掲載してよいのではということでもとめられた。
- 放送局と制作会社間の取引の単位について明確にすべき。部分完パケは、どのように他の部分と区別するのか。
- 番組の一部分のパッケージを作ることにしても、番組ごと完パケで受注するのと同じく、自分たちが発意と責任を持って製作しているという意識が制作会社の中にあると思う。

- (4) ○ 「煙」や「水しぶき」等のコンピューターグラフィックスの著作権の帰属はどうなっているのか。

(アニメの著作権の対価について)

- アニメの著作権の対価について事前に設定できないとのことだが、特許権ではロイヤリティーの割合を事前に決めるが、そのようなやり方はできないのか。
- 元請や下請のアニメ制作会社からも、著作権の対価をあらかじめ設定するのは難しいと聞いている。
- ビジネスの感覚でいえば、著作権の対価を事前に決めるのは困難ではないか。アニメ製作にはリスクがあり、プラスの利益が出る作品は限定的であり、マイナスの利益が出ている作品もたくさんある。製作するアニメを事前にリスク評価するのは難しいのではな

いか。

(放送コンテンツ適正取引推進協議会の取組等について)

- 協議会テキストについては、完成後、是非ウェブサイトに掲載し、広く利用できるようにしていただければと思う。

(平成30年度フォローアップ調査について)

- 下請代金の支払いについては、製造業では手形が多いが、サービス業等では、割と現金で支払っているという印象がある。
- 発注者である放送局に対して採算確保の困難な取引があったかどうか質問しても、そのような取引であったことが認識できないため、有意な回答が得られないのではないか。

(ガイドラインの見直しについて)

- 事務局から示されたガイドラインの見直しの方向性について異論はない。学問的な面に終始せず、実務の例を多く挙げ、また、構成自体も主要なもの(書面の交付、著作権の帰属、取引価格、やり直し等)から並べていくこととしてはどうか。実務と学問的なところをうまく取り入れる方向で見直すのがよいのではないか。
- ガイドラインにおいては、「～をすべき」という記載ではなく、こうするとお互いにこのようなメリットがある、という記載の方が、それぞれの立場を超えて受け入れやすいのではないか。

(論点整理(素案)について)

- 下請法が適用されない取引については、発注書・契約書の交付率が下がるということに問題はないのか。
- 米国の例を踏まえれば、日本でも一定金額以上の取引は書面化することを検討しても良いのではないか。その上で、書面化していない場合、問題があっても役所は一切介入しないという立場をとっても良いのではないか。
- 取引が長い間続いても、トラブルが起きることはある。その場合に備え、ある程度の書面化を推奨することが望ましいのではないか。
- 下請法が適用されない取引についても、独禁法上の優越的地位の濫用の問題はあることから、不透明性を排除する観点で、下請法ほどではないにせよ、何らかの書面を要求することが、受発注双方にメリットがあると考えられる。
- 万が一のために書面化をする、ということは、民間の発想ではない。今後開催されるワーキンググループで、事業者等からの意見をよく聞いていただくのが良いのではないか。
- 取引価格の決定に関する「十分な協議」については、放送局と制作会社の担当者が単に会うという形式的なものでなく、積算根拠について協議するなど実質的な側面に踏み込まなければならないのではないか。

(その他)

- 建設請負における最高裁判決では、元請契約の契約条項は、当然に下請を拘束することになっている。元請人は、下請人のことも考慮して元請契約を結ばなければならないこととされ、その責任は重い。

以上

【指摘事項一覧】

- (1) 放送事業者による情報成果物の受領の通知について、実態を明らかにすべき。
- (2) 情報成果物作成委託の3条書面、5条書面の検査の期日に関する記載は、放送業界の慣行としてどうなっているか。
- (3) 例えば、照明の業務について、放送局が製作会社に発注する場合、「役務委託」になるのか、「派遣」になるのか。放送局が特定の業務を指定して派遣社員を受け入れることはあるのか。
- (4) コンピューターグラフィックスの著作権の帰属はどのようになっているのか。